

奨学金を希望する皆様へ

国立病院機構栃木医療センター

奨学金制度は、国立病院機構附属看護学校等に在籍する学生（又は見込の方）で、当該学校を卒業後、国立病院機構栃木医療センターへの就職を希望する学生に対して奨学金を貸与することにより、その修学を支援することを目的としています。

奨学金貸与に係る主な流れ

1. 貸与の申込み（奨学生申請書に添付書類をそろえて病院へ）
2. 奨学生の選考（書類や面接等により、申込者の人物、学力等について総合的に審査をして決定します。）
3. 附属看護学校等の入学試験に合格（高校生の場合）
4. 奨学金を貸与
5. 国立病院機構栃木医療センターの看護職員採用試験合格
6. 卒業・看護師免許取得
7. 国立病院機構栃木医療センターへ就職
8. 国立病院機構栃木医療センターで一定期間就業後、奨学金の返還免除

I. 申込み方法

- ・看護学校等を卒業後、国立病院機構栃木医療センターに就職することを希望する場合にお申し込みください。申込みに必要な書類は下記の通りです。

～当院附属看護学校学生の場合～

- ① 履歴書（写真貼付、様式は指定）
- ② 奨学生申請書（別添 様式第1号）
- ③ 附属看護学校の成績証明書

～当院以外の看護学生・一般・高校生の場合～

- ① 履歴書（写真貼付、様式は指定）
- ② 奨学生申請書（別添 様式第1号）
- ③ 受験する附属看護学校等の入学願書の写し又は合格証書
- ④ 在学する高等学校長が作成する調査書（高校生の場合）
在学する看護学校の成績証明書（当院以外の看護学生の場合）

II. 奨学生の選考

- ・奨学生は、申込み時に提出された書類及び面接等を踏まえ決定します。
奨学生に採用となっても、職員としての採用が内定したわけではありません。
- ・また、面接の時期は、決定次第ご連絡します。
- ・なお、奨学生として内定された方には、院長から「奨学金貸与決定通知書」が発行されます。高校生の方は、附属看護学校等へ入学が決定した時点で「奨学金貸与決定通知書」が発行されます。

Ⅲ. 奨学生の提出書類

「奨学生貸与決定通知書」を受領した日から7日以内に「奨学生誓約書」を提出してください。

Ⅳ. 奨学金の額

奨学金の額は、年間40万円です。（前期20万・後期20万）

Ⅴ. 奨学金の貸与期間

附属看護学校等の入学時から3年間（大学の場合は4年間）

Ⅵ. 奨学金の貸与方法

年額40万円（予定）を各年度の前期・後期の2回に分け、本人名義の預金口座に振り込みます。

Ⅶ. 奨学金の返還の免除

奨学金は、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与期間と同じ期間を国立病院機構栃木医療センターの看護師として勤務した場合には全額返還免除されます。

Ⅷ. 奨学金の返還

看護学校等を卒業後、国立病院機構栃木医療センターに就職しなかった場合や在学中に退学及び休学した場合などは、貸与を受けた奨学金について原則として一括返還が必要となります。

Ⅸ. 成績の確認

奨学生には毎年2回成績と就職希望調査を行います。成績不良と判断された奨学生には警告が出されます。警告を2期連続で受けた場合は奨学金の支給が停止に、3期連続で支給取り消しになります。

※過去奨学生に採用されても、職員採用試験や看護師国家資格試験に合格できず奨学金を返還した事例がありました。複数年分の奨学金を一括で返還するのは学生と家族に大きな負担となるため、成績確認と奨学金の停止措置を設けています。

Ⅹ. 募集期間

平成30年4月24日(火)～平成30年5月24日(木)

Ⅺ. 申込み及び問い合わせ先

お申し込み、お問い合わせ、不明な点は下記までご連絡ください。

〒320-8580

栃木県宇都宮市中戸祭1-10-37

独立行政法人国立病院機構栃木医療センター

事務部 管理課 庶務係 高橋

TEL 028-622-5241

FAX 028-625-2718